

第74号議案

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年12月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例

別紙のとおり

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため提案する。

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 蒲郡処理区

- ア 計画処理面積 1, 548ヘクタール
- イ 計画処理人口 6万4, 587人
- ウ 1日最大計画汚水量 3万5, 157立方メートル

(2) 豊川処理区

- ア 計画処理面積 260ヘクタール
- イ 計画処理人口 4, 636人
- ウ 1日最大計画汚水量 8, 316立方メートル

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、下水道事業の事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2, 000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地につ

いては、予定価格が2,000万円以上で、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(業務状況説明書類の作成)

第6条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

2 蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年蒲郡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理規程、モーターボート競走事業管理規程」を「公営企業の管理規程」に改め、同条第2号中「水道事業及びモーターボート競走事業」を「公営企業」に改める。

第3条第1項中「水道事業管理規程、モーターボート競走事業管理規程」を「公営企業の管理規程」に改める。

(蒲郡市部等設置条例の一部改正)

3 蒲郡市部等設置条例(昭和39年蒲郡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条の表上下水道部の項を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(蒲郡市職員定数条例の一部改正)

- 4 蒲郡市職員定数条例(昭和37年蒲郡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第10号」を「から第11号まで」に、「1, 141人」を「1, 121人」に改め、同号ア中「661人」を「641人」に改め、同条に次の1号を加える。

(1) 下水道事業の事務部局の職員 20人

(蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部改正)

- 5 蒲郡市特別会計設置に関する条例(昭和39年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表蒲郡市下水道事業特別会計の項を削る。

(蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 蒲郡市下水道事業特別会計の平成30年度に係る決算に関しては、なお従前の例による。

(蒲郡市下水道条例の一部改正)

- 7 蒲郡市下水道条例(昭和52年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市民の福祉の増進、環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため」を削る。

第3条第5号、第3条の3第3号及び第5号、第3条の4第1号、第3条の5第2号、第5条、第6条ただし書、第12条、第14条、第15条第2項第2号、第20条の2第6号、第21条並びに第23条第1項中「規則」を「管理規程」に改める。

(蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正)

- 8 蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例(平成19年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「規則」を「管理規程」に改める。